

（宛先）（実施機関名）

請求者 住 所

氏 名

電話番号

箕面市個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり自己情報の開示を請求します。

1	請求する自己情報の内容（個人情報ファイルの名称）
2	開示の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付

※代理人又は遺族が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

自 己 情 報 の 本人の氏名及び住所	氏名
	住所 電話番号
本 人 と の 関 係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人 4 死亡した者の遺族（続柄）

- （注）1 運転免許証等あなたが請求する自己情報の本人であることを確認できる書類を提示又は提出してください。
- 2 法定代理人が請求する場合は、この請求書以外に、法定代理人であることを証する書類（戸籍謄本等）及び当該法定代理人の個人を識別できる証書を提示又は提出してください。
- 3 本人の委任による代理人が請求する場合には、この請求書以外に、委任状（やむを得ない事由により委任状の作成が困難であると認められる場合は、当該事由を記載した書面及び当該事由が生じたことを証するに足りる書面をもって委任状に代えることができます。）並びに本人及び当該代理人の個人を識別できる証書を提示又は提出してください。
- 4 遺族が請求する場合は、この請求書以外に、遺族であることを証する書類（戸籍謄本等）及び当該遺族の個人を識別できる証書を提示又は提出してください。

〔確認欄〕 ※この欄は記入しないでください。

請求者の本人確認書類	① 運転免許証 ② その他（ ）
法定代理人又は遺族であることを証する書類	① 戸籍謄本 ② その他（ ）
本人の委任による代理人であることを証する書類	① 委任状 ② その他（ ）
委任者の本人確認書類	① 運転免許証 ② その他（ ）

自己情報開示の請求について

1. 個人情報について請求できるかた

本人のみが自己情報の開示を請求することができます。

ただし、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができます。

また亡くなったかたの個人情報については、遺族が請求することができます。

なお、マイナンバーを含む個人情報のみ、本人の委任による代理人（任意代理人）が請求することができます。

2. 実施機関（請求できる機関）

市長、議会、上下水道企業管理者、競艇事業管理者、病院事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び土地開発公社

3. 請求の方法

請求したい個人情報ファイルをもっている室などの窓口へそれぞれの請求書を提出してください。

その際、請求書以外に、次の書類が必要となります。

(1) 本人が請求する場合

- 本人確認書類（1点のみで確認できるもの：運転免許証・パスポートなど、2点で確認できるもの：国民健康保険証・年金手帳など）

(2) 法定代理人が請求する場合

- 代理権を証明する書類（戸籍謄本など）
- 請求する法定代理人の本人確認書類（1点のみで確認できるもの：運転免許証・パスポートなど、2点で確認できるもの：国民健康保険証・年金手帳など）

(3) 遺族が請求する場合

- 遺族であることを証する書類（戸籍謄本など）
- 請求する遺族の本人確認書類（1点のみで確認できるもの：運転免許証・パスポートなど、2点で確認できるもの：国民健康保険証・年金手帳など）

(4) 任意代理人が請求する場合※マイナンバーを含む個人情報のみ請求することができます。

- 委任状
- 請求する任意代理人及び委任者（依頼した者）の本人確認書類（1点のみで確認できるもの：運転免許証・パスポートなど、2点で確認できるもの：国民健康保険証・年金手帳など）

4. 開示に伴う費用

閲覧は無料ですが、写しの交付は、作成にかかる費用を負担していただきます。